

# ○仙台市公害防止条例

平成八年三月一九日

仙台市条例第五号

仙台市公害防止条例(昭和四十六年仙台市条例第三十九号)の全部を改正する。

## 目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 公害の防止に関する責務

第一節 市長の責務(第三条—第九条)

第二節 事業者の責務(第十条—第十二条)

第三節 市民の責務(第十三条)

第三章 公害の防止に関する規制等

第一節 ばい煙等、騒音等及び排出水に関する規制(第十四条—第二十二条)

第二節 事業活動又は日常生活に伴う自動車の排出ガス等に関する規制(第二十三条—第三十二条)

第三節 公害防止協定(第三十三条)

第四章 予想しない環境の保全上の支障による市民の健康又は生活環境に係る被害の防止(第三十四条)

第五章 雑則(第三十五条—第三十七条)

第六章 罰則(第三十八条—第四十一条)

附則

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、仙台市環境基本条例(平成八年仙台市条例第三号)第三条に定める基本理念にのっとり、市長、事業者及び市民の公害の防止に関する責務を明らかにし、並びに公害の防止等に関し必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)を保全することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、市民の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

2 この条例において「ばい煙等」とは、工場又は事業場(以下「工場等」という。)における事業活動に伴って発生し、飛散し、又は排出されるばい煙又は粉じんをいう。

3 この条例において「騒音等」とは、工場等における事業活動又は指定建設作業(建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生させる作業であって規則で定めるものをいう。以下同じ。)に伴って発生する騒音又は振動をいう。

4 この条例において「排出水」とは、工場等から公共用水域(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する公共用水域をいう。第三十条において同じ。)に排出される汚水その他の水又は廃液をいう。

5 この条例において「規制基準」とは、ばい煙等、騒音等又は排出水の発生、飛散又は排出に係る量、濃度又は程度の許容限度をいう。

## 第二章 公害の防止に関する責務

### 第一節 市長の責務

(市長の基本的責務)

第三条 市長は、この条例の定めるところにより、公害を防止するための措置を講じなければならない。

2 市長は、前項に定めるもののほか、あらゆる施策を通じて公害その他の市民の健康又は生活環境に係る被害が生じ、又は生ずるおそれのある環境の保全上の支障の防止に努めなければならない。

(監視等及び公表)

第四条 市長は、公害の状況を把握し、及び公害の防止のための措置を適正に実施するために必要な監視、測定及び調査を行うとともに、その結果明らかになった公害の状況等を市民に公表しなければならない。

(市民健康診断の実施)

第五条 市長は、公害の発生により市民の健康が害されるおそれがあると認めるときは、健康診断を実施し、保健指導を行わなければならない。

(意識の啓発)

第六条 市長は、事業者及び市民の公害の防止に関する意識を啓発し、これらの者による自発的な公害の防止に関する活動が促進されるように努めなければならない。

(地域開発施策等における公害防止についての配慮)

第七条 市長は、地域の開発及び整備その他の施策の策定及び実施に当たっては、公害の防止について十分に配慮しなければならない。

(事業者に対する指導等)

第八条 市長は、事業者による公害の防止のための施設の整備、改善又は移転その他のその事業活動に伴って生

ずる公害を防止するための措置について、指導、助成その他必要かつ適切な措置を講ずるように努めなければならない。

(苦情の処理)

第九条 市長は、公害に関する苦情について、迅速かつ適切な処理に努めるとともに、公害に係る紛争の仲介等の要請があったときは、適切な解決が図られるように努めなければならない。

## 第二節 事業者の責務

(事業者の基本的責務)

第十条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、その責任において必要な措置を講ずるとともに、市長その他の行政機関が講ずる公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工等の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる公害の発生の防止に資するように努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動に伴って生じた公害に係る被害について、適切な措置を講じなければならない。

(管理体制の整備)

第十一条 事業者は、公害を防止するための体制の整備に努めるとともに、その事業活動に伴って生じ、又は工場等から排出されるばい煙等、騒音等、排水又は悪臭の状況を常に監視しなければならない。

(事故時の措置)

第十二条 事業者は、工場等における事故により、公害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに、その事故について応急の措置を講ずるとともに、市長にその事故の状況及び講じた措置の概要を報告しなければならない。

## 第三節 市民の責務

第十三条 市民は、その日常生活に伴う公害の発生の防止に努めるとともに、市長その他の行政機関が講ずる公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

## 第三章 公害の防止に関する規制等

### 第一節 ばい煙等、騒音等及び排水に関する規制

(規制基準の設定)

第十四条 市長は、ばい煙等、騒音等又は排水による公害を防止するため、規則で必要な規制基準を定めなければならない。

2 市長は、規制基準を定めようとするときは、仙台市環境基本条例第三十条の規定により置かれる仙台市環境審議会(以下「環境審議会」という。)の意見を聴かななければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(規制基準の遵守義務)

第十五条 工場等を設置し、又は指定建設作業を伴う建設工事を施工する者は、規制基準を遵守しなければならない。

(改善勧告、改善命令等)

第十六条 市長は、工場等における事業活動に伴って発生する騒音等が規制基準に適合しないことにより周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法を改善し、又は当該工場等に設置している騒音等の発生に係る施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法の改善若しくは同項の施設の使用の方法若しくは配置の変更を命じ、又は当該施設の使用の一時停止を命ずることができる。

第十七条 市長は、指定建設作業に伴って発生する騒音等が規制基準に適合しないことにより周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該指定建設作業を伴う建設工事を施工している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法を改善し、又は当該指定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音等の防止の方法の改善若しくは当該指定建設作業の作業時間の変更を命じ、又は当該指定建設作業の一時停止を命ずることができる。

第十八条 市長は、ばい煙等若しくは排水が規制基準に適合しないとき、又は規制基準に適合しないばい煙等若しくは排水が発生し、若しくは飛散し、若しくは排出されるおそれがあると認めるときは、当該ばい煙等又は排水の発生、飛散又は排出に係る工場等を設置している者に対し、期限を定めて、ばい煙等若しくは排水を発生させ、若しくは飛散させ、若しくは排出する施設の構造若しくは使用の方法又は当該施設に係るばい煙等若しくは排水の処理の方法を改善すべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、同項の施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該施設に係るばい煙等若しくは排水の処理の方法の改善を命じ、又は当該施設の使用若しくは排水の排出の一時停止を命ずることができる。

第十九条 第十六条第二項、第十七条第二項又は前条第二項の規定による命令を受けた者は、当該命令に基づく措置を採ったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(小規模事業者に対する配慮)

第二十条 市長は、小規模の事業者に対する第十六条の規定の適用に当たっては、その者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないように当該勧告又は命令の内容について特に配慮しなければならない。

(適用除外)

第二十一条 第十四条から第十九条までの規定は、次に掲げるばい煙等、騒音等及び排出水については、適用しない。

- 一 工場等に設置される次に掲げる施設から発生し、若しくは飛散し、又は排出されるばい煙等
  - イ 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第二項に規定するばい煙発生施設又は同条第九項に規定する一般粉じん発生施設若しくは同条第十項に規定する特定粉じん発生施設
  - ロ 公害防止条例(昭和四十六年宮城県条例第十二号。以下この条において「県条例」という。)第二条第二項に規定する特定施設のうち、ばい煙等を著しく発生させ、若しくは飛散させ、又は排出するおそれのあるものとして同項の規定に基づき定められたもの
- 二 次に掲げる事業活動に伴って発生する騒音等
  - イ 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第二条第二項に規定する特定工場等における事業活動又は同条第三項に規定する特定建設作業
  - ロ 振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)第二条第二項に規定する特定工場等における事業活動又は同条第三項に規定する特定建設作業
  - ハ 県条例第二条第二項に規定する特定施設のうち騒音等を著しく発生させるおそれのあるものとして同項の規定に基づき定められたものを設置する工場等における事業活動
- 三 次に掲げる工場等から排出される排出水
  - イ 水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設を設置する工場等
  - ロ 県条例第二条第二項に規定する特定施設のうち汚水又は廃液を著しく発生させるおそれのあるものとして同項の規定に基づき定められたものを設置する工場等

(平三〇、六・改正)

(規制基準の定めのない物質等に係るばい煙等及び排出水に係る勧告)

第二十二条 市長は、規制基準の定めのない物質等に係るばい煙等又は排出水によって公害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、当該ばい煙等又は排出水の発生、飛散又は排出に係る工場等を設置している事業者に対し、公害を防止するために必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

第二節 事業活動又は日常生活に伴う自動車の排出ガス等に関する規制

(自動車の排出ガス及び騒音)

第二十三条 自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車及び同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。)を運転し、又は所有する者は、常に自動車の適切な運転及び必要な整備を行うことにより、排出ガス及び騒音の低減に努めなければならない。

2 自動車を運転し、又は所有する者は、自動車の運行に伴い発生する排出ガス及び騒音の低減に関し市長が講ずる施策に協力するように努めなければならない。

3 市長は、排出ガスが発生しない又はその発生量が著しく少ない自動車(次項において「低公害車」という。)の普及及び排出ガスの発生量がより少ない自動車の利用の促進に努めなければならない。

4 自動車を購入しようとする者は、低公害車または排出ガスの発生量がより少ない自動車を購入するように努めなければならない。

(近隣の静穏保持)

第二十四条 何人も、日常生活において、音響機器音、楽器音、人声等によりみだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。

(深夜営業の制限)

第二十五条 静穏を保持すべき区域として規則で定める区域において次に掲げる営業を行う者は、規則で定める日を除き、午後十一時から翌日午前六時までの間においては、当該営業を行ってはならない。

- 一 ボーリング場営業
- 二 バッティング練習場営業
- 三 ゴルフ練習場営業
- 四 水泳場営業
- 五 スケート場営業
- 六 自動車教習所営業
- 七 コイン洗車場営業
- 八 前各号に掲げる営業に附帯する食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第三十四条の二第二号に規定する飲食店営業及び同号に規定する喫茶店営業

2 市長は、前項の区域又は日を定める規則を制定し、又は改廃しようとするときは、環境審議会の意見を聴かなければならない。

(平三〇、六・令二、三・改正)

(拡声機使用の制限)

第二十六条 何人も、住居の環境が良好である区域又は学校若しくは病院の周辺の区域で規則で定める区域においては、規則で定める場合を除き、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。

2 何人も、航空機(航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第一項に規定する航空機をいう。)から機外に向けて、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。

3 前二項に規定するもののほか、何人も、商業宣伝を目的として拡声機を使用するときは、その使用方法、使用時間等に関し規則で定める事項を遵守しなければならない。

4 前条第二項の規定は、第一項の区域若しくは場合又は前項の事項を定める規則の制定又は改廃について準用する。

(屋外燃焼行為の制限)

第二十七条 何人も、ゴム、硫黄、石油ピッチ、皮革、合成樹脂その他の物を屋外において燃焼させることにより、著しくばい煙、有害ガス又は悪臭を発生させてはならない。

(地盤の沈下の防止)

第二十八条 何人も、過剰な地下水の採取その他の地盤の沈下を生じさせる行為をしてはならない。

2 地下水の採取を伴う工事を施工しようとする者は、地盤の沈下の防止のため、地下水の採取の抑制に資する工法を採用するように努めなければならない。

(地下水の水質の保全)

第二十九条 何人も、土壌の汚染、有害物質の地下への浸透その他地下水の水質を悪化させる行為をしてはならない。

(公共用水域の水質の保全)

第三十条 土砂の掘削、盛土、切土、整地その他大量の土砂を発生させる行為をする者は、当該土砂を著しく公共用水域に流出させることにより、その水質の汚濁を生じさせてはならない。

(改善勧告及び改善命令)

第三十一条 市長は、事業活動に伴って生じた大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下又は悪臭でばい煙等、騒音等及び排水以外の原因によるものによって公害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合は、当該事業活動を行っている事業者に対し、公害を防止するために必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

第三十二条 市長は、第二十五条又は第二十六条の規定に違反する行為により周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その行為をしている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の発生に係る施設の構造又は使用の方法の改善、当該行為の停止その他必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の発生に係る施設の構造若しくは使用の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命じ、又は当該行為を停止すべきことを命ずることができる。

第三節 公害防止協定

第三十三条 市長は、事業活動に伴って大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下又は悪臭が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、市民の健康を保護し、又は生活環境を保全するために必要があると認めるときは、事業者と協議し、公害の防止に関する協定の締結に努めるものとする。

2 前項の規定による協議の申出を受けた事業者は、誠意をもってこれに応じ、当該協定が成立した場合は、誠実にこれを遵守しなければならない。

第四章 予想しない環境の保全上の支障による市民の健康又は生活環境に係る被害の防止

第三十四条 市長は、事業活動に伴って生じたこの条例の予想しない環境の保全上の支障によって市民の健康又は生活環境に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該事業活動を行っている事業者に対し、その事態を除去するために必要な指導をし、又は必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

第五章 雑則

(報告及び検査)

第三十五条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙等、騒音等、排水又は悪臭を発生させ、若しくは飛散させ、又は排出している者に対し、必要な事項の報告を求め、又は職員に、工場等、指定建設作業に係る建設工事の工事現場その他の場所に立ち入り、帳簿書類、設備その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(経過措置)

第三十六条 この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、その規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(委任)

第三十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第六章 罰則

第三十八条 第十六条第二項の規定による施設の使用の一時停止の命令、第十七条第二項の規定による指定建設作業の一時停止の命令又は第十八条第二項の規定による施設の使用若しくは排水の排出の一時停止の命令に違反した者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 第三十二条第二項の規定による行為の停止の命令に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第四十条 第三十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の仙台市公害防止条例(以下「改正前の条例」という。)第十六条第二項(改正前の条例第二十八条第二項において準用する場合を含む。)又は第三十二条第一項の規定により仙台市公害対策審議会に諮問されている事項は、その際この条例による改正後の仙台市公害防止条例(以下「改正後の条例」という。)第十四条第二項若しくは第二十五条第二項の規定又は仙台市環境基本条例第三十条第二項の規定により環境審議会に諮問されたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第十六条の規定により定められている規制基準は、改正後の条例第十四条の規定により定められた規制基準とみなす。

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行の際現に改正前の条例第二十八条、第二十九条第一項及び第三項並びに第三十七条の規定により規則で定められている事項は、改正後の条例第二十五条、第二十六条第一項、第三項及び第四項並びに第三十七条の規定により規則で定められた事項とみなす。

5 この条例の施行前に改正前の条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、改正後の条例中に相当する規定があるときは、改正後の条例の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平三〇、六・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(令二、三・改正)抄

この条例は、令和二年六月一日から施行する。